第12講　農業問題

1　農業問題

①戦後の農業

A　**農地改革**（1946～50年）

軍国主義の温床である**寄生地主制を解体**，小作農を解放し**自作農**を創設。

※しかし，**経営規模の零細化**という問題が残り，生産性の発展にはつながらなかった。

B　**農地法**（1952年）

寄生地主制の復活を防止するために制定。農地の所有・賃貸（ちんたい）・売買に厳しい規制を加えたため，農家の平均規模は縮小。農業と工業の生産性・所得格差が拡大することとなった。

※農地法は，1980年の改正で現物小作料を容認し，93年には農業生産法人設立要件も緩和された。2000年の改正で，法人形態をとる農業経営が可能となった。

※2009年の改正では，個人でも法人でも農地を借用できるようになった（＝**株式会社が農業経営に参入可能**となった)。

C　経済成長下の農業

国際競争力の弱い麦・大豆などの自給率が急速に低下するなかで，コメは戦時中からの**食糧管理制度**にもとづき政府が全量を買い上げたため生産が増えた。しかし，**食生活の欧米化**もあり大量の余剰（古米（こまい）・古古米・古古古米など）が発生した。

※ **1961年に農業基本法**制定，**70年からは減反政策**を開始。

※ 60年代の**基本法農政**から70年代の**総合農政**へ。

D　自由化の進行下の農業

TPP が 2015 年に大筋合意したが，2017 年にアメリカが離脱を表明したため，TPP11 協定として 2018 年 12 月 30 日に発効。

1988 年　**牛肉・オレンジの輸入自由化**決定

※ 1991 年から実施。

1993 年　**GATT ウルグアイ＝ラウンド**によりコメの部分開放決定

1995 年　コメの**ミニマム＝アクセス〔最低輸入量〕**を段階的に拡大

※この年，**GATT〔関税と貿易に関する一般協定〕**が **WTO〔世界貿易機関〕**に発展的に吸収された。

1999 年　**コメの関税化**

※コメの**全面開放**により，農産物の輸入制限品目はなくなった。

2001 年　中国からの輸入品に暫定的な**セーフガード〔緊急輸入制限措置〕**を発令

※ネギ・生シイタケ・イグサの３品目について，初めて一般セーフガードを発令。

②農業政策の変遷

A　**食糧管理法**（1942年）

太平洋戦争中に**食糧管理制度**が成立し，政府による米の買い上げと流通管理が行われるようになった。**農家から「生産者米価（べいか）」で高く買い，国民に「消費者米価」で安く売る**ことで「逆（ぎゃく）ざや」とよばれる赤字が発生するが，戦中や終戦後しばらくの食糧事情を考えれば，必要な制度であった。

※1960年代にはその目的が変質し，所得補償による農・工・商間の所得格差是正をねらい，生産者米価が引き上げられた。

B　**農業基本法（1961年）**

経営の大規模化や**近代化**による自立的な農家の育成と，米作（べいさく）のみでなく畜産や果樹・野菜栽培などを加えた，農業の**選択的拡大**がはかられた。

※しかし，狭い農地では「機械化貧乏」や「**三ちゃん農業**」状態も目立ち，結果的に第二種兼業農家（＝農外所得がおもな兼業農家）が増えた。

C　**減反（げんたん）政策**（1970〔71〕～ 2017年）

食生活の欧米化もあってコメの過剰生産，すなわち「コメ余り」が起き，食糧管理制度の下で**コメの生産調整**が必要となった。

※減反面積は政府から農家に割り当てられ，これに応じた農家には一定の基準で奨励金が交付された。

※減反政策は2018年度に廃止。

D　**新食糧法〔食料需給価格安定法〕**（1994年）

食糧管理制度は廃止となり，翌年からコメの流通や価格について大幅な自由化となった。

※かつて違法とされてきたヤミ米〔自由米〕が，計画外流通米として公認された。

E　**食料・農業・農村基本法〔新農業基本法〕（1999年）**

農業基本法を改正。食料の安定供給の確保，農業の持続的発展，農村の振興と農業の多面的機能の発揮などを規定。

※農業の多面的機能とは，国土保全・水源涵養（かんよう）・自然環境保全・良好な景観育成・文化の伝承・情操教育など。

F　改正食糧法（2004年）

G　農業者**戸別所得補償制度**の順次実施（2010年～）

主要農作物の生産に対し，生産費用と販売価格の差額を交付金として支給する制度。

※2013年度から経営所得安定対策と改称。

H　JA中央の指導・監査権限廃止（2015年）

農業協同組合〔JA〕の司令塔的な役割を果たしてきた全国農業協同組合中央会〔JA中央〕体制に対する，政府主導の改革。

③農家の種類

以下は1995年から導入された分類。それまでは**専業農家**と**兼業農家**（農業収入が多い第一種・農外収入が多い第二種）に分類されていた。

※収入のみではなく，収入と従業者の両面から考えるようになった。

A　**販売農家**

あ　**主業農家**

農業所得が主で，65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家。

い　準主業農家

農外所得が主で，65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家。

う　**副業的農家**

農外所得が主で，65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家。

B　**自給的農家**

耕地面積30a未満で農業収入が50万円未満の零細農家。

④日本農業の課題

農産物の大量輸入国として，**食料安全保障**の観点を重視。

※ **FAO〔国連食糧農業機関〕**は，食料安全保障について「人々すべてが常時必要とする基本食料に物理的・経済的に確実にアクセスできること」と定義している。

A　**厳しい経営環境**

高齢化と後継者不足，産業構造の高度化〔ペティ＝クラークの法則〕に悩む。GDP〔国内総生産〕に占める農業生産額の割合は約１％。農業就業人口・農家戸数(こすう)ともに減少し，農業就業者は全就業者の約２％。

※大量の**耕作放棄地**問題も抱える。

B　**食料自給率の低下**

カロリーベースで約37％（先進国中で最低)。生産額ベースで約66％。

あ　米・鶏卵(けいらん)→100％近く

い　野菜→80％程度

う　肉類→50％程度

え　果実→40％程度

お　小麦→10％強

か　大豆→5％強

C　農産物の市場開放

D　**地産地消**(ちさんちしょう)の取り組み

E　「**食育**(しょくいく)」の推進

2005年には食育基本法を制定，ファストフードよりもスローフードを推奨。

※残留農薬が問題視され，**有機農業〔自然農法〕**への注目が高まる。

※日本では，遺伝子組み換え作物を原料とする主要な食品について2001年から表示が義務づけられている。

F　バイオテクノロジーなど最先端技術の積極的導入

G　**六次産業化**の推進

第一次産業である農林水産業が，第二次産業や第三次産業も手掛けること。「生産（１次）×加工（２次）×販売・流通（３次）＝６次」という，産業の一体化をはかる。

※ 2010年に六次産業化法を制定，翌年施行されている。

〈 ***Note*** 〉

第12講　経済分野確認テスト

1　戦後の1946年に始まった「経済の民主化」の一環で，寄生地主制を解体して自作農を創設する政策を何というか？

①地租改正　②農地改革　③食糧管理制度　④減反政策

2　1952年，寄生地主制の復活を防ぐために制定された法とは？

①自作農創設特別措置法　②農地法　③農業基本法　④新食糧法

3　1988年に輸入自由化が決定，91年から実際に自由化された品目とは？

①リンゴ　②牛肉・オレンジ　③コメ　④豚肉・アサイー

4　日本も参加することになった，環太平洋経済連携協定の略称とは？

① APEC　② FTA　③ TPP　④ FAO

5　2001年，初の一般セーフガードが発令された中国からの輸入3品目としてふさわしくないものとは？

①ネギ　②生シイタケ　③イグサ　④ホウレンソウ

6　1942年から行われ94年に廃止された，国が農家から生産者米価で高く買い，消費者米価で国民に安く売る制度を何といったか？

①食糧管理制度　②食育　③地産地消　④トレーサビリティシステム

7　高度経済成長期の1961年に制定された，農業関係の法とは？

①食糧管理法　②農業基本法
③新食糧法　④食料・農業・農村基本法〔新農業基本法〕

8　農外所得が主で，65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家を何というか？

①主業農家　②準主業農家　③副業的農家　④自給的農家

9　日本の食料自給率は，カロリーベースで約何％か？

① 30％　② 40％　③ 50％　④ 60％

解答

1 ②	2 ②	3 ②	4 ③	5 ④
6 ①	7 ②	8 ③	9 ②	